

豊中市女性活躍推進事業者認証制度 Q&A

1. 申込の情報等

Q. 本社が豊中市以外でも申込を行うことができるのか。

A. 豊中市内に支店等の活動拠点を有し、事業活動を行っている事業者であれば、本社が豊中市以外にある場合でも認証の対象となります。ただし、市内事業所での取組実績等が認証基準を満たすことが必要です。

Q. 従業員数はいつ時点の人数を記載するのか。

A. 申込時点での最新の人数を記載してください。

2. 認証要件について

○ア. 推進体制及び職場風土の改善

Q. ハラスメントに対する窓口を設置しています。どのような書類を提出したらよいか。

A. 窓口の内容（担当者、連絡先等）と従業員に対して窓口を周知していることがわかる書類などとなります。

Q. 女性活躍や働き方改革に関する研修等、従業員向けの研修について外部研修に行ってもらっている。
申込要件に該当するか。

A. 事業所内での研修だけでなく、事業所外での研修についても対象となります。研修内容や、出席の実績がわかるもの提出をお願いします。

○イ. 働きやすい職場環境

Q. 独自の休業制度等とはどのようなものがあるのか。

A. 慶弔休暇やライフサポート休暇（例、不妊治療休暇、更年期障害、通院等に利用できる休暇）バースディ休暇、アニバーサリー休暇、ドナー休暇等法定で定められていない休暇になります。独自の休暇制度が記載されている就業規則をご提出していただく場合で、労働基準監督署に法令上届出義務のある場合は、届出していることがわかるものについて提出をお願いいたします。

Q. 業務の効率化や長時間労働の是正について、どれくらいの期間の実績を提出するのか。

A. 事業所における従業員の1年間の残業時間数の平均や有給取得日数の実績について提出をお願いします。取組内容の提出書類例としては、従業員への周知働きかけがわかる書類や社内通知文等の提出をお願いいたします。

○ウ. 女性の活躍推進（採用・職域拡大・管理職登用）

Q. 繙続的な教育の機会を確保していることがわかる取組内容とはどのようなものがあるか。

A. 事業所での教育計画、研修の内容がわかるもの、参加実績、従業員への周知内容、外部研修への参加申込書等について提出をお願いいたします。

○エ. 情報開示

Q. 女性活躍に関する現状・方針・取組等の開示状況がわかるものの書類とはどのようなものがあるか。

A. 自社のホームページ等で公開されている場合はホームページ画面のスクリーンショット等のご提出をお願いいたします。